

告示

埼玉県告示第千二百二十六号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年十一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

イ $N \cdot N$ —ジエチル—ニ—「（四—フルオロフェニル）メチル」—五—ニトロ— H —ベンゾ「 d 」イミダゾール—イル）エタン—アミン（通称Flunitazene、Fluonitazene）及びその塩類

ロ $N \cdot N$ —ジエチル—ニ—「（四—メトキシフェニル）メチル」— H —ベンゾ「 d 」イミダゾール—イル）エタン—アミン（通称Metodesnitazene、Metazene）及びその塩類

ハ —（ベンゾ「 d 」「一・三」ジオキソール—五—イル）—四—メチル—ニ—（ピロリジン—イル）ペンタン—オン（通称MD—PiHP、MD—PiP）及びその塩類

ニ N —（—アミノ—三・三—ジメチル—オキソブタン—ニ—イル）—五—ブロモ—ペンチル— H —インダゾール—三—カルボキシアミド（通称ADB—五Br—PiNACA）及びその塩類

二 効力発生の日

令和六年十一月七日